

資料

事業場調査結果事例集

関東管区行政評価局

《目次》

《技術基準不適合事例》

事例No. 1 「自家用電気工作物に危険表示がない例」・・・ 1

《近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例》

事例No. 2 「自家用電気工作物に小動物侵入のおそれがある例」・・・ 2

事例No. 3 「電気室に扉がなく、キュービクルの鍵を扉のノブに吊している事例」・・・ 3

事例No. 4 「高圧架空電線に植物が接触するおそれがある事例」・・・ 4

《主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例》

事例No. 5 「主任技術者等からの指摘に未対応となっている例」・・・ 5

事例No. 6 「主任技術者等からの指摘に未対応となっている例」・・・ 6

事例No. 7 「主任技術者等からの指摘に未対応となっている例」・・・ 7

《設置者が保安規程に関する義務を履行していない事例》

事例No. 8 「保安規程を保管していない例」・・・ 8

事例No. 9 「社名変更について保安規程の変更届を提出していない例」・・・ 9

《設置者が保安規程を遵守していない事例》

事例No.10 「保安規程に変更内容が反映されていない例」・・・ 10

事例No.11 「主任技術者を選任しておらず定期点検を行っていない例」・・・ 11

事例No.12 「保安規程に定めた点検頻度よりも実際の点検頻度が少ない例」・・・ 12

【本事例集では、下表に掲げる法令等の名称について、便宜上、右欄の略記を使用している】

法令等名称	略記
電気事業法（昭和 39 年 7 月 11 日法律第 170 号）	「法」
電気事業法施行規則（平成 7 年 10 月 18 日通商産業省令第 77 号）	「法施行規則」
電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年 3 月 27 日通商産業省令第 52 号）	「技術基準」
電気設備の技術基準の解釈（平成 25 年 5 月 31 日改正、商務流通保安グループ電力安全課）	「解釈」


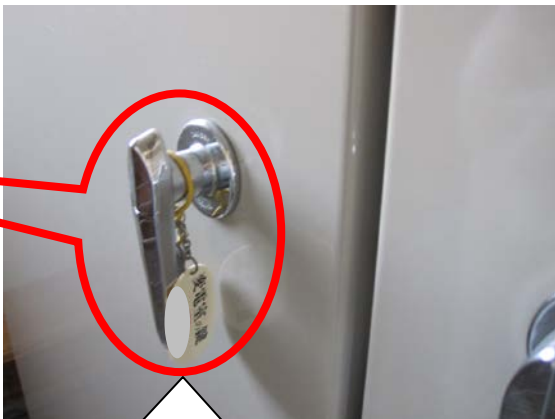
【事例表】技術基準不適合事例

事例No.	1
【事例概要（件名）】 自家用電気工作物に危険表示がない例	
【事例の内容】 技術基準第 23 条第 1 項では、「高圧又は特別高圧の電気機械器具、母線等を施設する発電所又は変電所、開閉所若しくはこれらに準ずる場所には、取扱者以外の者に電気機械器具、母線等が危険である旨を表示するとともに、当該者が容易に構内に立ち入るおそれがないように適切な措置を講じなければならない。」とされている。 しかし、当該事業場の自家用電気工作物を見たところ、キュービクルに危険表示が貼付されていない状態となっている。	
【写真】 	
【主任技術者等の意見】 主任技術者等は、「キュービクルの表面に粉が付着し、危険表示を貼付できない状態となっているため、表面を修繕し、危険表示を貼付する必要がある。」としている。	

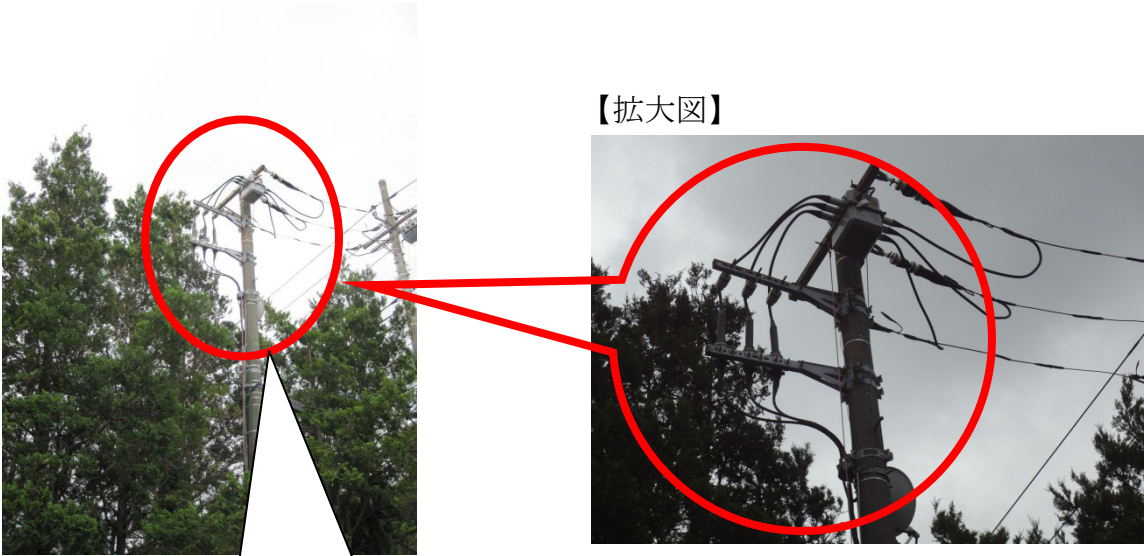
【事例表】近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例

事例No.	2
【事例の概要（件名）】 自家用電気工作物に小動物侵入のおそれがある例	
【事例の内容】 <p>関東東北産業保安監督部は立入検査において「通気孔、ケーブル貫通部等から小動物侵入の可能性があるもの」を受変電設備の主な不良事項として指摘している。</p> <p>当該事業場は自家用電気工作物（キュービクル形式の高圧受電設備）を屋上に設置しているところ、キュービクルの基礎部分（材質：コンクリート）に、約4センチメートル四方の用途不明の穴が確認でき、降雨時の雨水侵入のほか、小動物が侵入し電気事故を生じさせるおそれがある。</p> <p>なお、当該事業場は平成22年6月21日に関東東北産業保安監督部の立入検査を受検しているが、立入検査結果確認書では当該箇所に関する指摘は確認できない。</p>	
【写真】 キュービクル外観（左）と穴の拡大図（右）	
	
【主任技術者等の意見】 <p>雨水がキュービクル内に侵入した場合の排水口ではないかと思われるが正しい用途は不明である。また、小動物の侵入を防ぐ網もないことから、小動物が侵入するおそれがある。小動物が侵入しないよう、穴に障害物を設ける等、早急に対処したい。</p> <p>平成22年6月の立入検査では、関東東北産業保安監督部から当該箇所についての指摘はなかった。</p>	


【事例表】近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例

事例No.	3
【事例概要（件名）】 電気室に扉がなく、キュービクルの鍵を扉のノブに吊している例	
【事例の内容】 <p>技術基準第4条では、電気設備は、感電、火災その他人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように施設しなければならないとされている。また、技術基準第9条第1項では、高圧又は特別高圧の電気機械器具は、取扱者以外の者が容易に触れるおそれがないように施設しなければならないとされている。</p> <p>当該事業場の屋内キュービクルの設置場所（電気室）は、従業員の更衣室と隣接しており、両室を隔てる扉はないことから、取扱者以外の者が電気室に容易に立ち入れる状況にあるにもかかわらず、キュービクルの鍵は当該キュービクルの扉のノブに吊した状態で保管されており、取扱者以外の者がキュービクルの扉を開錠し、高圧充電部等に触れた場合、電気事故につながるおそれがある。</p> <p>設置者側担当者に対して、上記の鍵の保管方法では電気事故につながるおそれがある旨伝えたと、鍵は設置者側担当者によって即座にキュービクルの扉のノブから回収された。</p>	
【写真】	
	【拡大図】 
屋内キュービクルの設置場所は、従業員の更衣室に隣接している。	キュービクルの鍵（「変電室の鍵」）が扉のノブにぶら下げた状態で保管されている。
【主任技術者等の意見】 実地調査時に保安業務担当者の立ち会いはなかった。	

【事例表】近い将来技術基準違反になる可能性の高い事例

事例No.	4
【事例概要（件名）】 高圧架空電線に植物が接触するおそれがある例	
【事例の内容】 技術基準第 29 条では、電線路の電線又は電車線等は、他の工作物又は植物と接近し、又は交さる場合には、他の工作物又は植物を損傷するおそれがなく、かつ、接触、断線等によって生じる感電又は火災のおそれがないように施設しなければならないとされている。 また、解釈第 114 条第 4 項では、高圧屋上電線路の電線は、平時吹いている風等により植物と接触しないように施設することとされている。 当該事業場の構内 1 号柱の周囲には樹木が繁茂しており、現状では電線と樹木は接触していないものの、風等により接触するおそれがある。	
【写真】  <p data-bbox="799 965 927 999">【拡大図】</p> <p data-bbox="357 1451 858 1547">構内 1 号柱の周りに樹木が繁茂し、枝などが電線に接触する恐れがある。</p>	
【主任技術者等の意見】 樹木の枝を剪定して電線に触れることのないよう改善することとしたい。	

【事例表】主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例

事例No.	5															
【事例概要（件名）】主任技術者等からの指摘に未対応となっている例																
<p>【事例の内容】</p> <p>法施行規則第 53 条第 4 項では、外部委託承認を受けた設置者は、事業場の電気工作物の保安の確保に当たり、電気保安法人等の意見を尊重しなければならないとされている。</p> <p>また、法第 42 条では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、産業保安監督部に届け出ることとされており、設置者及びその従業員は当該保安規程を遵守することとされている。</p> <p>当該事業場の保安規程第 8 条において、設置者の義務として電気保安法人等から指導助言され又は当該電気保安法人等と協議した保安に関する事項についてはすみやかに必要な措置をとるものとする定められている。</p>																
<p>当該事業場の点検記録によれば、下表のとおり長いもので十数年前から指摘されているものもみられるものの、設置者による改善措置は講じられていない。</p>																
<p>表 当該事業場における「自家用電気工作物点検報告書」指摘事項</p>																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="188 925 922 992">指摘事項</th> <th data-bbox="922 925 1257 992">初回指摘年月日</th> <th data-bbox="1257 925 1412 992">改修確認年月日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="188 992 922 1070">引込柱の支持がいしは非耐塩用を使用しています。交換してください。耐塩用の碍子に取替えてください。</td> <td data-bbox="922 992 1257 1070">平成 12 年 7 月 21 日</td> <td data-bbox="1257 992 1412 1070">未対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1070 922 1149">高圧引込ケーブルの本体が劣化しています。交換してください。</td> <td data-bbox="922 1070 1257 1149">平成 15 年 11 月 21 日</td> <td data-bbox="1257 1070 1412 1149">未対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1149 922 1227">キュービクルの電線引込口に隙間があり、小動物が侵入する可能性あり（【写真】参照）</td> <td data-bbox="922 1149 1257 1227">平成 16 年 3 月 25 日</td> <td data-bbox="1257 1149 1412 1227">未対応</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 1227 922 1305">キュービクル（内部）が発錆しています。改修して下さい。</td> <td data-bbox="922 1227 1257 1305">平成 18 年 3 月 24 日</td> <td data-bbox="1257 1227 1412 1305">未対応</td> </tr> </tbody> </table>		指摘事項	初回指摘年月日	改修確認年月日	引込柱の支持がいしは非耐塩用を使用しています。交換してください。耐塩用の碍子に取替えてください。	平成 12 年 7 月 21 日	未対応	高圧引込ケーブルの本体が劣化しています。交換してください。	平成 15 年 11 月 21 日	未対応	キュービクルの電線引込口に隙間があり、小動物が侵入する可能性あり（【写真】参照）	平成 16 年 3 月 25 日	未対応	キュービクル（内部）が発錆しています。改修して下さい。	平成 18 年 3 月 24 日	未対応
指摘事項	初回指摘年月日	改修確認年月日														
引込柱の支持がいしは非耐塩用を使用しています。交換してください。耐塩用の碍子に取替えてください。	平成 12 年 7 月 21 日	未対応														
高圧引込ケーブルの本体が劣化しています。交換してください。	平成 15 年 11 月 21 日	未対応														
キュービクルの電線引込口に隙間があり、小動物が侵入する可能性あり（【写真】参照）	平成 16 年 3 月 25 日	未対応														
キュービクル（内部）が発錆しています。改修して下さい。	平成 18 年 3 月 24 日	未対応														
<p>【写真】上記の指摘事項のうち、「キュービクルの電線引込口に隙間がある」もの</p>																
																
<p>【主任技術者等の意見】</p> <p>本事項については、波及事故の恐れがあるので、毎回の月次点検において改善を要請しているが、設置者は、改善費用を支出できないとして、改善していない。遺憾と思うが、我々には、これ以上どうすることもできない。</p> <p>いずれの事項も、即事故に結びつくという緊急性はそう高くないので、強く要望しているものではないが対応をお願いしている。</p>																

【事例表】主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例

事例No.	6
-------	---

【事例の概要（件名）】主任技術者等からの指摘に未対応となっている例

【事例の内容】

法施行規則第 53 条第 4 項では、外部委託承認を受けた設置者は、事業場の電気工作物の保安の確保に当たり、電気保安法人等の意見を尊重しなければならないとされている。

また、法第 42 条では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、産業保安監督部に届け出ることとされており、設置者及びその従業員は当該保安規程を遵守することとされている。

当該事業場が作成する保安規程では、第 8 条「設置者の義務」として、「電気工作物に関する保安上重要な事項の決定又は実施にあたっては、電気保安法人等の意見を求めるものとする（同条第 1 項）」、さらに「電気保安法人等から指導、助言され又は電気保安法人等と協議した保安に関する事項については、すみやかに必要な措置をとるものとする（同条第 2 項）」と定めている。

しかしながら、当該事業場における月次点検（実施日：平成 25 年 5 月 23 日）の点検報告書をみると、下表のとおり、改修要請からおおよそ 10 年を経過しているものの、設置者が必要な措置を講じないまま放置している指摘が複数件確認でき、設置者が保安規程を遵守していない状況がみられた。

表 当該事業場における「自家用電気工作物点検報告書」に記載の所見

項目	場所	所見内容	改修区分	初回報告年月日	改修確認年月日
改修要請	キュービクル	キュービクルの扉が発錆しています。整備して下さい。	適時	15. 7. 12	未対応
改修要請	電灯・動力盤	小メーターの有効検定期限が切れています。交換して下さい。	適時	15. 9. 4	未対応
改修要請	キュービクル	キュービクルの内部が汚損しています。清掃して下さい。	適時	15. 9. 4	未対応
改修要請	屋外	キュービクル内の高圧負荷開閉器（LBS）が汚損しています。交換して下さい。	急	24. 3. 16	未対応

（注）当該事業場における月次点検（実施日：平成 25 年 5 月 23 日）報告書から抜粋

さらに、当該電気保安法人等は、月次及び年次点検報告書において、受電設備が設置後 33 年を経過（使用開始年月：昭和 55 年 3 月）しているとして、設備更新を再三にわたり奨めていることが確認できるが、設置者の対応は確認できない。

【主任技術者等の意見】

当該電気保安法人等では、設置者が上表の改修要請等に対し措置を講じていないことの原因として、当該事業場の点検結果は当該事業場の連絡責任者である施設管理者には説明しているものの、施設管理者は修繕等の可否を判断できないこと、また、修繕等の可否を判断する設置者に対しては、直接に電気保安法人等から説明する機会がないことを挙げている。

【事例表】主任技術者等の指摘事項を尊重していない事例

事例No.	7
【事例概要（件名）】 主任技術者等からの指摘に未対応となっている例	
【事例の内容】 <p>法施行規則第 53 条第 4 項では、外部委託承認を受けた設置者は、事業場の電気工作物の保安の確保に当たり、電気保安法人等の意見を尊重しなければならないとされている。</p> <p>また、法第 42 条では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、産業保安監督部に届け出ることとされており、設置者及びその従業員は当該保安規程を遵守することとされている。</p> <p>当該事業場が定める保安規程第 7 条には、当該事業場の電気工作物の工事、維持、運用については電気保安法人等と協議し、電気保安法人等の意見を尊重するものとして定められている。</p> <p>当該事業場の自家用電気工作物（受電室）をみたところ、受電室内の通路に多数の物品が保管されていることが確認できる。</p> <p>電気保安法人等は平成 22 年 5 月 19 日の月次点検時以降、火災となるおそれがあるため、受電室内に持ち込まれた段ボール及び書類等を撤去するように設置者に要請しているが、設置者は「保管場所が不足しており、物品の廃棄も困難であるため撤去できない」として、指摘から 3 年以上を経過した調査日現在も撤去していないが、火災のおそれのみならず、物品の搬出入の際に取扱者以外の者が受電室内に立ち入っている状況がうかがえ、設置者において自家用電気工作物の適切な維持管理が行われていないものと認められる。</p>	
【写真】 受電室内の状況	
【設置者の意見】 <p>設置者は、「保管場所が不足しており、廃棄も困難であるため撤去できない」として</p>	

【事例表】設置者が保安規程に関する義務を履行していない事例

事例No.	8
【事例概要（件名）】 保安規程を保管していない例	
【事例の内容】 法第 42 条では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、産業保安監督部に届け出ることとされており、設置者及びその従業員は当該保安規程を遵守することとされている。 しかし、当該事業場では、旧設置者から当該事業場を吸収合併した際に、保安規程の引き継ぎを受けなかったとして、保安規程を保管していないとしている。	
【主任技術者等の意見】 当該事業場は、主任技術者を選任しておらず、また、保安管理業務の外部委託承認も受けていない。	

【事例表】設置者が保安規程に関する義務を履行していない事例

事例No.	9
【事例概要（件名）】 社名変更について保安規程の変更届を提出していない例	
【事例の内容】 法第 42 条第 2 項により、設置者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届けなければならないとされている。 当該事業場の保安規程は昭和 63 年 4 月 1 日に届け出されているが、その後、平成 5 年頃に設置者名である社名を変更し、さらにその数年後に再び社名を変更しており、これらの社名変更に伴い事業場名も変更しているが、いずれの機会においても保安規程の変更届を提出していないため、保安規程に記載の設置者名及び事業場名が実態と相違している。	
【主任技術者等の意見】 社名変更については届出の必要があることは知っていたが失念していた。この機会に保安管理業務を外部委託することを含めて検討し、新たな保安規程の届出をするなど、近いうちに手続きをしたい。	

【事例表】設置者が保安規程を遵守していない事例

事例No.	10
【事例概要（件名）】 保安規程に変更内容が反映されていない例	
【事例の内容】 法第 42 条第 2 項により、設置者は、保安規程を変更したときは、遅滞なく、変更した事項を主務大臣に届けなければならないとされており、同条第 4 項により、設置者及びその従業者は、保安規程を守らなければならないとされている。 また、保安規程を変更したときは、法第 42 条第 2 項に基づき、遅滞なく、変更した事項を経済産業大臣に届け出なければならないとされている。 当該事業場は、i) 新工場の稼働に伴い構内図が拡張したこと、ii) キュービクルの更新に伴い受電設備容量が 223.2KVA から 350KVA に変更となったことから、平成 25 年 1 月 15 日付けで保安規程を変更し、産業保安監督部に届け出を行っている。 しかしながら、設置者が保管している保安規程を確認したところ、i) について、新工場稼働前の構内図が保安規程に編綴されており、変更後の内容が適切に反映されていない状況がみられた。	
【主任技術者等の意見】 変更前の保安規程と産業保安監督部に対して提出した変更届を一緒に保管することで足りると考えていたが、今後は、保安規程の一覧性を考慮し、保安規程を更新することとしたい。	

【事例表】設置者が保安規程を遵守していない事例

事例No.	11
【事例概要（件名）】主任技術者を選任しておらず定期点検を行っていない例	
【事例の内容】 <p>法第 43 条第 1 項では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため、主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならないとされ、同条第 3 項では設置者は、主任技術者を選任したとき（主務大臣の許可を受けて、主任技術者免状の交付を受けていない者を主任技術者として選任した場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならず、これを解任したときも同様とするとされている。</p> <p>また、法施行規則第 52 条第 2 項により、電気保安法人等と保安管理業務を委託する契約を締結し、産業保安監督部長の承認を受けた事業場は、法第 43 条第 1 項に定める主任技術者を選任しないことができるとされている。</p> <p>当該事業場における主任技術者の選任状況をみたところ、当該事業場が自家用電気工作物を設置した平成元年 6 月から 23 年 9 月までの期間は、電気保安法人等に保安管理業務を委託していたとしている。</p> <p>しかし、平成 23 年 9 月に電気保安法人等との外部委託契約を解除した後は、他の電気保安法人等と委託契約を締結しておらず、また、主任技術者も選任していないとしている。</p> <p>このため、当該事業場の自家用電気工作物に係る日常点検及び定期点検の実施状況を調査したところ、日常点検は平成 23 年 3 月以降実施しておらず、また、定期点検についても 22 年 11 月以降は行っていないことが確認できる。</p>	
【設置者の意見】 <p>設置者は現在、電気保安法人等と保安管理業務を委託する契約を締結すべく検討を進めているとしている。</p>	

【事例表】設置者が保安規程を遵守していない事例

事例No.	12
【事例概要（件名）】 保安規程に定めた点検頻度よりも実際の点検頻度が少ない例	
【事例の内容】 <p>法第 42 条では、設置者は、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために保安規程を定め、産業保安監督部に届け出ることとされており、設置者及びその従業員は当該保安規程を遵守することとされている。</p> <p>さらに、保安規程には、法施行規則第 50 条第 3 項第 3 号に基づき、保安のための巡視、点検及び検査に関することを定めることとされている。</p> <p>一方、法施行規則第 52 条第 2 項に基づき、一定規模以下の自家用電気工作物にあつては、保安管理業務を電気保安法人等に委託することができるとしており、産業保安監督部はこの内容について保安上支障がないものと確認できれば承認するとしているところ、この承認要件の一つに、法施行規則第 53 条第 2 項第 5 号に基づき、当該委託契約に告示（経済産業省告示第 249 号第 4 条）に定める頻度により点検を行うことを定めていることが要件とされている。</p> <p>当該事業場の月次点検の頻度をみると、保安規程（平成 15 年 1 月 15 日作成、同年 1 月 29 日届出）には「月 1 回」と記載されているが、当該保安規程と同時期に締結された「自家用電気工作物の保安業務に関する契約書」（契約日；平成 15 年 1 月 15 日、承認申請日：同年 1 月 29 日）には「3 ヶ月 1 回」と記載されており、両者で点検頻度が異なっており、保安規程が適切に作成されていない。</p> <p>なお、当該事業場は月次点検を 3 か月に 1 回実施している。</p>	
【主任技術者等の意見】 <p>当該自家用電気工作物は、遠隔監視装置を設置しているため、点検は 3 か月に 1 回の頻度で行っている。</p>	